

Q 当組合では、本年度の通常総会において役員改選を行いました。新たに選任された役員もいるため、役員の職務・義務等について留意点があれば教えてください。

A 役員の職務については、中小企業等協同組合法(以下、中協法)第36条の3(役員の職務及び権限等)に定められています。今回は、職務執行の機会が多い、理事の職務及び義務について紹介します。

中協法第36条の3第1項

理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

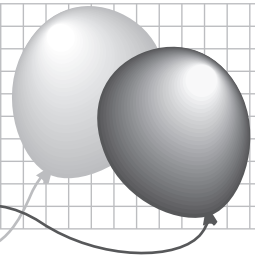
理事は、善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を負っていますが(善管注意義務、中協法35条の3において準用する民法644条)、さらに、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を執行する義務を負っています(忠実義務)。

善管注意義務は、引き受けた事項に対し、報酬の有無に関係なく、注意を持って仕事をし、万が一注意を怠り、組合に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任があります。

また、他の理事に対する職務執行の注意義務もあり、理事の相互チェックにより、組合運営の適正化が図られるような仕組みになっています。

忠実義務は、組合のために忠実にその職務を執行する義務のことであり、理事がその地位を利用し、自己の利益を追求したり、組合に損害を与えることを防止するためのものです。理事の自己契約や利益相反取引については、制限が設けられています。

話題の広場



中央会事業より

「農商工連携人材育成スクール」開講



【講演する竹下氏】

本会が今年度、新規事業として実施する「農商工連携人材育成スクール」が、6月16日(木)に開講しました。当事業は、農商工連携を支援するコーディネーター役や売れる商品づくりを進められる人材の育成を目的に、講義研修・ロールプレイング研修・実地研修の全21回に亘り実施します。第1回目は、「生産者が儲かる時代が来た!」をテーマに、元ジャパネットたかたに勤められ、現在、マルチメディア販促コンサルタント「竹下塾」代表として活躍されている竹下こう也氏よりご講演頂きました。

講演の中で、竹下氏は「農商工連携を行う際には、売上と利益という数値目標が明確でなければ成功しない。また、それを支援するコーディネーターは、連携を行う当事者に対し、自尊心を磨き上げるような働きかけを行い、自分がどうなりたいかというあるべき姿をイメージしてもらい必要がある。」と述べられました。

【今月のキーワード】『農商工連携とは?』

農林漁業者と商工業者等が、通常のビジネスの枠を超えて協力し、お互いの経営の強みを持ち寄って、売れる商品・サービスの開発・生産等を行うことで、両者の売上や利益の増加を目指そうとする取り組みです。